



2019年4月9日

各 位

会社名 タビオ株式会社
代表者名 代表取締役社長 越智勝寛
(コード番号 2668 東証第二部)
問合せ先 取締役財務部長 谷川 繁
(TEL. 06-6632-1200)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ (会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、2019年4月9日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

本日発表いたしました「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」に記載のとおり、2019年5月23日開催予定の第42期定時株主総会における取締役および監査役の報酬に関する議案の承認を条件として、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたします。

自己株式の取得は当社取締役および当社監査役に対して交付する譲渡制限付株式に充当すること、また、将来の機動的な資本政策を可能とすることを目的とするものであります。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類	普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	25,000株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 0.37%)
(3) 株式の取得価額の総額	37,500,000円(上限)
(4) 取得期間	2019年4月10日~2019年10月31日

(ご参考) 2019年3月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く)	6,812,018株
自己株式数	1,862株

以 上